

姫路市下水道排水設備工事指定業者等の指定取消し処分等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、姫路市下水道排水設備工事施工業者指定規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第17号。以下「規程」という。）第9条の規定による排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録の取消し又は一時停止及び規程第18条の排水設備工事施工業者（以下「指定業者」という。）の指定の取消し又は一時停止（以下「行政処分」という。）並びに責任技術者又は指定業者（以下「指定業者等」という。）に対する文書注意又は文書警告（以下「文書指導」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 上下水道サービス課長（以下「課長」という。）は、指定業者等が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実の有無について調査を行わなければならない。

- 2 課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定業者等に対し、直ちに違反行為の是正の指導を行うとともに、違反行為調査兼報告書（様式第1号）を作成し、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。
- 3 課長は、前項の報告を行うにあたり、当該違反行為に係る関係者からてん末書の提出を求めることができる。

(違反行為の区分及び違反点)

第3条 課長は、前条第1項の調査により認められた違反行為が、別表第1に定める違反内容に該当するときは、当該違反行為を行った指定業者等に同表に定める違反点を付加する。ただし、違反行為が不可抗力その他特別の事情によると管理者が認めるときは、この限りでない。

- 2 指定業者等において、同時に二つ以上の違反行為があったときは、違反行為ごとに違反点を付加する。
- 3 前項の違反点の適用期間は、違反点を付加した日を起算日として、指定停止期間を除き、1年とする。
- 4 第1項の違反点は、前項に規定する期間中であっても、責任技術者が登録の取消しを受けたとき又は指定業者が指定の取消しを受けたときは消滅するものとする。

(文書指導)

第4条 課長は、指定業者等に付加した違反点の累積点数が別表第2右欄の文書指導に該当するときは、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことを目的として、指定業者等に対し、当該文書指導を行うことができる。

(予定処分)

第5条 課長は、指定業者等に付加した違反点の累積点数が別表第2右欄の行政処分に該当するときは、管理者に報告し、規程第24条に規定する姫路市上下水道局指定業者資格等審査委員会（以下「委員会」という。）の開催の要否について、意見を具申することができる。

- 2 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、委員会に審査を行うよう求めるものとする。
- 3 管理者は、前項の規定による委員会の審査の結果を受けて、当該違反行為について予定する行政処分（以下「予定処分」という。）の決定を行うものとする。

(意見陳述のための手続)

第6条 管理者は、前条第3項の規定により予定処分の決定を行ったときは、行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者（以下「被処分者」という。）に対し、弁明の機会の付与又は聴聞の手続を行うものとする。

- 2 弁明の機会の付与にあたっては、弁明の機会の付与の通知書（様式第2号）により通知し、弁明書（様式第3号）の提出を求めるものとする。
- 3 聴聞の実施にあたっては、聴聞通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 4 聴聞は、経営管理課長が主宰する。
- 5 聴聞を終結したときは、経営管理課長は、速やかに聴聞調書及び聴聞報告書（様式第5号）を作成し、管理者に報告しなければならない。

(行政処分)

第7条 管理者は、前条に規定する弁明の機会の付与又は聴聞の手続が終結したときは、委員会に対し、第2条第2項の違反行為報告書及び前条の弁明書又は聴聞調書及び聴聞報告書の内容等を考慮し、審査を行うよう求めるものとする。

- 2 管理者は、前項の委員会の審査を書面による審査に替えることができる。
- 3 管理者は、前2項に規定する委員会の審査の結果を受けて、行政処分の決定を行うものとする。

(処分の通知等)

第8条 管理者は、行政処分を決定したときは、被処分者に対し、処分決定通知書（様式第6号）により当該処分の通知を行うものとする。

- 2 管理者は、行政処分を行ったときは、規程第22条第1項第2号の規定に基づき公示を行うものとする。

(行政処分後の工事の施行)

第9条 行政処分を行った際、被処分者が現に施工している排水設備工事があるときは、当該工事に限り施行を認めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指定業者等の違反行為に対する処分等に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1 排水設備工事責任技術者又は排水設備工事施工業者の違反行為に関する行政処分等の基準

違反項目		指定規程	違反内容	違反点	特記事項
責任技術者	登録資格違反	第4条第1号	1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	9	一律に登録取消し
		第4条第2号	2. 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者であることが判明したとき。	9	一律に登録取消し
		第4条第3号 第6条第6項	3. 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	9	一律に登録取消し
	責務違反	第3条第1項	1. 下水道に関する法令、条例、その他管理者が定めるところに従わず、工事の設計及び施工（監理を含む。）を行ったことが判明したとき。	3	複数同時に判明した場合は+2
		第3条第2項	2. 工事完了検査に立ち会わなかったとき。	1	
		第6条第2項	3. 工事の業務に従事するときに責任技術者証を携帯しない、又は市職員等から提示を求められたがこれを提示しないとき。	1	
		第6条第3項	4. 氏名及び住所の異動があったにもかかわらず、届出を行わないとき。	1	
		第6条第4項	5. 責任技術者証を損傷し、又は紛失したときに再交付を受けないとき。	1	
		第6条第5項	6. 登録の効力を一時停止されたときに、責任技術者証を返納しないとき。（返納期日を書面で通知し、従わない場合に加算）	6	返納期日を定めて書面で通知し、従わない場合は登録取消し
		指定業者	指定要件違反	第10条第1項 第1号	1. 兵庫県内に営業所が無くなったことが判明したとき。（指定辞退届の提出期日を定めて書面で通知し、従わない場合に加算）
		第2号	2. 責任技術者が不在となったことが判明したとき。（指定辞退届の提出期日を定めて書面で通知し、従わない場合に加算）	9	指定辞退届の提出期日を定めて書面で通知し、従わない場合は指定取消し
		第3号	3. 指定給水装置工事事業者でなくなったとき。（指定辞退届の提出期日を定めて書面で通知し、従わない場合に加算）	9	指定辞退届の提出期日を定めて書面で通知し、従わない場合は指定取消し
		第4号	4. 工事に必要な設備及び器材を有さなくなったことが判明したとき。（不足する設備・機材の補充期日を定めて書面で警告し、従わない場合に加算）	判明時 2 未対応 +7	設備・器材の補充期日を定めて書面で警告し、従わない場合は指定取消し
		第5号ア	5. 代表者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	9	法人の場合、欠格事項に該当した代表者を他の者に変更した場合は適用しない
		第5号イ	6. 代表者が責任技術者としての登録を取り消されて、その取消の日から2年を経過しないことが判明したとき。	9	法人の場合、欠格事項に該当した代表者を他の者に変更した場合は適用しない
		第10条第1項 第5号ウ 第10条第2項	7. 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものであると判明したとき。	9	一律に指定取消し
		第10条第1項 第5号エ	8. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。（以下、①～⑦による）		
			① 不正に下水使用等をしたとき。	5	複数同時に判明した場合は+2
			② 道路掘削許可、道路使用許可等を受けずに道路工事を施工したとき。	5	複数同時に判明した場合は+2
			③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	3	複数同時に判明した場合は+2
			④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	5	複数同時に判明した場合は+2
			⑤ 工事完了後、正当な理由なく責任技術者を検査に立ち合わせなかったとき。	1	
			⑥ 完了検査での指示に従わなかったとき。	2	複数同時に判明した場合は+1
		⑦ 正当な理由なく、文書注意に従わないとき。	1		

違反項目		指定規程	違反内容	違反点	特記事項
指定業者 (つづき)	指定要件違反 (つづき)	第10条第1項 第5号エ	⑧ 正当な理由なく、文書警告に従わないとき。	1	
			⑨ 排水設備工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。	3	
⑩ 排水設備工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	5				
⑪ 正当な理由なく、申請者から預かった書類を直ちに管理者に提出しなかったとき。	1		複数同時に判明した場合は+1		
		第10条第1項 第5号オ	9. 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	9	個人の場合、廃止届の提出期日を定めて書面で通知し、従わない場合は指定取消し。法人の場合、欠格事項に該当した代表者を他の者に変更した場合は適用しない
責務違反		第14条第2項	1. 指定証を営業所内の見やすい場所に掲げないとき。	1	
		第14条第3項	2. 指定証を損傷し、又は紛失したときに再交付を受けないとき。	1	
		第14条第4項	3. 指定の効力が一時停止されたときに、指定証を返納しないとき。(返納期日を書面で通知し、従わない場合は加算)	6	返納期日を定めて書面で通知し、従わない場合は指定取消し
		第15条第1項	4. 下水道に関する法令、条例、その他管理者が定めるところに従わず、工事を行ったことが判明したとき。	5	複数同時に判明した場合は+2
		第15条第2項 第1号	5. 工事の施工の申込みを受けたとき、正当な理由もなく拒んだことが判明したとき。	1	複数同時に判明した場合は+1
		第15条第2項 第2号	6. 適正な工費で施工しなかったことが判明したとき。	1	複数同時に判明した場合は+1
		第15条第2項 第3号	7. 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたことが判明したとき。	2	複数同時に判明した場合は+1
		第15条第2項 第4号	8. 指定業者として自己の名義を他の業者に貸与したことが判明したとき。	2	複数同時に判明した場合は+1
		第15条第2項 第5号	9. 排水設備の計画に係る管理者の確認を受けずに工事に着手したとき、及び変更があった場合に変更内容の確認を受けずに工事を継続したとき。	過失2 故意5	複数同時に判明した場合は+2
		第15条第2項 第6号	10. 責任技術者の監理外で工事の設計及び施工を行ったことが判明したとき。	1	複数同時に判明した場合は+1
		第15条第2項 第7号	11. 工事完了後1年以内の故障等について、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由のものでない補修を無償で行わなかったとき。	1	複数同時に判明した場合は+1
		第17条第2項	12. 届出事項に異動等があったときに変更届を提出しないとき。(異動届の提出期日を定めて書面で警告し、従わない場合は加算)	判明時 2 未対応 +7	期日を定めて書面で警告し、従わない場合は指定取消し
		第20条第2項	13. 保証金に不足が生じたときに、その金額を補充しないとき。(再度、納付期日を定めて書面で通知し、従わない場合は加算)	初回通知 1 再通知 +8	初回通知に従わない場合に点数加算。更に再通知に従わない場合は指定取消し
		第23条第2項	14. 特段の理由もなく事務連絡会に出席しないとき。(事前に出席できない旨の通知があったときを除く)	1	

別表第2 違反点数別行政処分等一覧

累積点数	行政処分等の内容
1	文書注意
2	文書警告
3	1月以下の指定の効力の停止
5	3月以下の指定の効力の停止
7	6月以下の指定の効力の停止
9	指定の取消し又は6月以下の指定の効力の停止